

海洋アライアンス イニシャティブ報告書

採択課題名：

アジアにおける海洋の利用・保全に向けた国際協調の実効性規定要因の分析

主提案者：

久保麻紀子 公共政策大学院特任准教授

共同提案者（50音順）：

加藤 浩徳	・	東京大学大学院	工学研究科	・	教授
菅野 直之	・	同	公共政策学連携研究部	・	助教
交告 尚史	・	同	法学政治学研究科	・	教授
城山 英明	・	同	公共政策学連携研究部	・	教授
西本 健太郎	・	同	公共政策学連携研究部	・	非常勤講師
長谷 知治	・	同	公共政策学連携研究部	・	客員研究員
松浦 正浩	・	同	公共政策学連携研究部	・	特任准教授
八木 信行	・	同	農学生命科学研究科	・	准教授

報告書提出年月日： 平成 27 年 3 月 4 日

我が国は日本海、東シナ海等を介してアジア諸国と接し、海洋の利用・保全に関する課題を共有していることから、今後アジア地域内での国際協力体制は今後ますます重要になるものと考えられる。こうした政府間協調の実効性は、各国政府間の合意内容に加え各国の国内法による規制・政策等の内容に大きく左右される。このため、海洋の利用・保全に関する政府間協調の将来性を議論する上では、各国の国内制度運用状況を把握することが重要である。しかしながらアジア諸国の法制度や行政実態については、文献が少なく、また現地語のハードルがあることから、詳細な把握が困難である。

本イニシャティブは、海洋の利用・保全に関連し、国際協調が必要と考えられるテーマについて、アジア各国での制度運用実態等を把握し、また周辺国が海を介して接する他地域の事例等を収集することにより、将来的な国際協調の可能性について示唆を得ることを目的とするものである。

こうした観点から、本イニシャティブでは、制度運用実態に詳しい現地の研究者にヒアリング調査を行い、国際協調の状況、各国国内の法整備・運用状況等について把握するとともに、海洋に関する国際的な研究者ネットワークの構築を図った。またデータベース化を目的として各国における規制を可能な限り集積した。

第一に、ヒアリング調査及び研究者ネットワークの構築については、2度の海外出張を通じて、これを実施した。

2014年11月には、菅野直之（共同提案者）がイタリアで行われたシンポジウム「International Law and Maritime Governance: Current Issues and Challenges for Regional Economic Integration Organizations」を傍聴した。このシンポジウムは、欧州における国内的・国際的な海洋管理の現状と、それに対する国際法上の取り組みがテーマであり、アジアにおける海洋管理を研究する際の比較研究の素材となる。またこのシンポジウムを通じて、ナポリ大学、サンチャゴ・デ・コンポステラ大学、コルーニャ大学、フランソワ・ラブレ大学に所属する研究者の知遇を得た。

2015年1月には、久保麻紀子（主提案者）、西本健太郎（共同提案者）、菅野直之の3人が、インドネシアにおいて現地の研究者・実務者にヒアリング調査を行った。インドネシアは広大なEEZを有しており、海を介して複数の隣国と接する島嶼国であるといった点で我が国との共通点も多い。また2014年に選ばれた新大統領のもと、海洋立国を目指した積極的な海洋政策の立案・実施が進められているところである。こうした点から、我が国と類似した課題を抱える可能性も大きく、相互の情報交換が有益であると考えられたことからヒアリング先として選定した。ヒアリング先は、インドネシア大学の研究者2名、インドネシア海洋資源研究所（Center of Research for Coastal and Marine Resources）、インドネシア運輸省（Ministry of Transportation）の計4者である。

インドネシア大学研究者に対しては、インドネシアが抱える海洋法上の問題についてヒアリングを行い、日本の事例等も踏まえて意見交換を行った。インドネシアの最も重要な課題は、群島水域（archipelagic waters）の管理であり、とりわけ群島航路の設定をめぐる問題について説明があった。また近年、インドネシアは外国籍船による違法漁業への対策として、違法な漁業者の船舶を没収し、破壊するという措置を実施していることについても見解を伺った。これに対しては、インドネシアの海洋管理に関する立場は新大統領政権下において厳格化したこと、これらの措置は、現在まで領海内での違法操業に対して実施されており、国際法上の問題は生じないと解されていること、他方、排他的経済水域での違法操業に拡張される場合には、国際法上は違法と評価される可能性がある点等について説明がなされた。また、インドネシアの海上法執行機関は、関係官庁が多岐にわたり、指示系統が不明瞭であるなど効率的な法執行の観点から課題を抱えており、近年この問題を解決するための制度改革も行われつつあるが、実効性についての課題もなお残っていること等について説明がなされた。

インドネシア海洋資源研究所は海洋漁業省の管轄下にある研究所である。ここでは、イン

ドネシアの漁業資源管理と海洋保護区の設定について説明を受けた。インドネシアでは、領海と排他的経済水域を 11 の漁業管理区域 (Fisheries Management Areas) に区分し、各海域における資源量の把握と保護に努めている。また海洋保護区については、政府が地方政府に対する勧告を行い、あるいは地方政府からの提案を通じて策定される。地方政府としても、海洋保護区は生態系の保全を目的としつつ、観光への活用も期待される地区であるため、その設定には積極的であるとのことであった。

インドネシア運輸省では、インドネシアの海事産業政策について説明を受けた。インドネシアの海事政策においては、首都ジャカルタの所在するジャワ島と他の島々との経済格差が広がっており、この経済格差を是正するために内航海運のネットワークを充実させることが検討されている。現在インドネシア全域に 24 の港湾を新規に建設する計画があるほか、内航海運の老朽船のリプレース、造船産業の育成、自国の LNG を活用した LNG 船の活用推進等が現在の課題であるとされる。

本イニシャティブでの研究を通じて、ヨーロッパとインドネシアにおける人的ネットワークの構築に相当程度成功したと考えられる。特にインドネシアでは、海洋関係法制の国内実行について、文献調査のみでは知り得ない点について明らかにすることができたほか、海洋国としての課題の類似性や相互の情報交換の重要性について認識を共有したところであり、将来にわたる継続的な協力関係の土台が構築できたと考えている。

また、現在アジア各国の海洋関係法令データベースとして、東アジア、東南アジアの国内法令のうち、英文がウェブで公表されているものについて、リンク集を作成している。データベースには、今回のヒアリングを通じて入手した情報も取り入れる予定である。

以上



1 インドネシア大学 Professor Hikumahanto Juwana と



2 インドネシア大学 Melida Kamil 国際法センター長及び
Dr.Arie Afrtiansyah と

3 インドネシア海洋資源研究所の皆さんと



3 インドネシア海洋資源研究所の皆さんと



4 インドネシア海洋資源研究所の門に掲げられたポスター。近隣諸国の違法漁業に対し警告を発する内容。